

市役所への問合せ先

- 本庁生活環境課 ☎24 - 1111
- 生活環境課吉田分室 ☎52 - 4389
- 吉田支所福祉環境係 ☎49 - 7095
- 三間支所福祉環境係 ☎58 - 3311内線5715
- 津島支所福祉環境係 ☎32 - 2721内線5921

環境ガイド



資源物の拠点回収

廃食用油(植物性)・飲料用紙パック・蛍光管(水銀入り体温計・温度計を含む)・小型家電(家電リサイクル法対象品目を除く)を拠点回収し、リサイクルしています。最寄りの回収場所を確認し、リサイクルに協力ください。

【拠点回収容器設置場所一覧】

設置場所		廃食用油	飲料用紙パック	蛍光管	小型家電
宇和島	市役所	○	○	○	○
	宇和海支所	○	-	○	○
	各公民館(九島・島しょ部を除く)	○	○	○	○
	平浦・保田集会所	○	-	-	-
	番城福祉会館	○	○	○	-
	市立中央図書館	○	-	○	○
	勤労青少年ホーム	-	-	○	-
	九島公民館 九島地区(JA始および九島支所・離島センター)	-	○	-	-
吉田	吉田支所	○	○	○	○
	各公民館	○	○	○	○
三間	三間支所	○	○	-	○
	三間公民館	-	○	-	○
	三間町老人憩の家	○	-	-	-
	三間町保健福祉センター前車庫	○	-	○	-
津島	津島支所	(※)	○	○	○
	各公民館	○	○	○	○
	津島クリーンセンター	○	-	○	○

※岩松公民館耐震補強工事に伴い、工事中は津島支所(裏側出入口)で廃食用油を回収しています。

【注意事項】

- ▷回収する資源物は、家庭ごみが対象です。事業所から出たものや事業活動により家庭から回収したものなどは市では回収できませんので、適切に処理してください。
- ▷動物性油脂(ラードなど)や機械用油は回収対象外です。
- ▷飲料用紙パックは洗って開いたあと、乾燥させてから出してください。なお、パックの中がアルミ箔のものは対象外ですので、燃えるごみで出してください。
- ▷割れた蛍光管は紙に包んで「キケン」などと表示し、燃えないごみで出してください。
- ▷小型家電回収ボックス(こでんばこ)の投入口の大きさは縦15cm×横25cmです。入らないものは生活環境課・各支所福祉環境係の窓口まで持参してください。なお、窓口で回収できる大きさの目安は、市指定ごみ袋(大)に入る大きさまでです。これより大きなものは粗大ごみとして処分してください。

【問合せ先】生活環境課環境係 ☎内線2272・2229

吉田斎場火葬炉の休炉について

吉田斎場の煙突工事に伴い、2月11日(土)祝～17日(金)まで火葬を休止する予定です。

期間中はご迷惑をおかけしますが、静愁苑をご利用ください。

【問合せ先】生活環境課環境係 ☎内線2233

【鶴島公民館・市役所】古紙回収 ※ひもで十文字にしばって出してください。

鶴島公民館と市役所でも、古紙回収をしています。近くに古紙を出す場所がない人や出し忘れた人はご利用ください。

	鶴島公民館<モデル>	市役所
回収日時	2月14日(火) 午前10時～午後2時 (毎月第2火曜日)	2月6日(月)・14日(火)・24日(金) 午後1時～4時 (毎月4のつく日・土日祝の場合は翌平日)
回収場所	鶴島公民館(鶴島小学校校門近く)	市役所裏(A棟入口)
回収する古紙	新聞、ダンボール、紙パック(牛乳パックなど)、雑誌・雑がみ	

【問合せ先】生活環境課リサイクル推進係 ☎内線2272

2月の古紙・飲料用空き缶・乾電池回収

【宇和島】古紙・缶・乾電池の回収 午前8時30分まで（雨の場合、古紙回収は中止）

雨天で古紙回収中止の場合、自治会長からの依頼により、後日臨時回収（古紙のみ）を行うことができます。

伊吹町北2区、泉町2、祝森上（柿の木（上・下）・祝の川） ▶古紙・乾電池のみ=天神町（東）・（南）、錦町、下波校区（神崎・柿之浦・東・結出・西・島津）	6日（第1月）
夏目町3、新田町2、別当1・5、保手1～5、坂下津2区・3区、丸之内2 ▶古紙・乾電池のみ=本町追手2（裡町）、鶴島町（西）・（中）、御幸町1・2、丸之内4	7日（第1火）
明倫町4・5、本町追手2（本町）、丸之内3、寿町1・2、朝日町1・3、弁天町1・3	1日（第1水）
大浦1・2区、朝日町4、別当公務員住宅、中央町1（東）、元結掛1 ▶古紙・乾電池のみ=伊吹町西1区、御殿町、京町	2日（第1木）
和霊東町1・3、伊吹町北1（第2） ▶古紙・乾電池のみ=和霊元町3、北宇和島町	3日（第1金）
下高串、奥高串、上光満、明倫町2・3、別当県第1団地、青葉台団地、夏目ヶ市（上）団地、長堀1～3、宮下、宮下団地 ▶古紙・乾電池のみ=戒山	13日（第2月）
野川2～4区、祝森上（草木団地・下）、祝森中（福来・阿瀬部）、保田 ▶古紙・乾電池のみ=祝森団地、鹿田団地	14日（第2火）
愛宕町1～3、宇和津町1～3、賀古町1・2、笹町1・2、妙典寺前1・2区、本川内 ▶古紙・乾電池のみ=別当2・6、新屋敷	8日（第2水）
妙典寺前3～5区、神田川原1・3区、恵美須町2、桜町、蔭淵校区（大島を除く）	9日（第2木）
大浦3区、赤松、住吉町3区、須賀通	10日（第2金）
丸之内5、和霊町西2区、並松1、並松、新田町1、山際1、竹園団地、中沢町1 ▶古紙・乾電池のみ=和霊中町2、寄松上・下、新田町4	20日（第3月）
丸穂町1（東）・（西）、丸穂町3・4、新町1（南）、中央町2（丸之内）、大宮町1（西）・2（上）、和霊元町2（2区）、本町追手2（北町） ▶古紙・乾電池のみ=中央町2（裡町）	21日（第3火）
泉町1（西）・3・4、和霊中町1、県営明倫団地、伊吹町東2～4区 ▶古紙・乾電池のみ=豊浦	15日（第3水）
柿原1区、遊子校区（明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎）	16日（第3木）
朝日町2、柿原2区・3区、佐伯町1、本村	17日（第3金）
和霊元町2（1区）、和霊元町4、和霊中町3、船隠 ▶古紙・乾電池のみ=堀端町、九島校区（蛤1・2区、百之浦、本九島1・2区）	27日（第4月）
住吉町1・2、築地町1・2、藤江1・2区 ▶古紙・乾電池のみ=蕨、大小浜、坂下津1区	28日（第4火）
夏目町2、夏目ヶ市、榊町1、遊子校区（番匠、魚泊、水荷浦、津の浦）、石心、白浜	22日（第4水）
和霊町西1区、和霊元町1（1区）、伊吹町北1区（第1）、薬師谷団地、別当県第2団地、江の組、日の組、家藤、中組、徳の森 ▶古紙・乾電池のみ=祝森下（鷹の子・石丸・成川）、三浦地区（天満・安米・大内）	23日（第4木）
大超寺奥1・2区、佐伯町2、本町追手1、大宮町1（東）・2（新）、御徒町	24日（第4金）
戸島、嘉島、日振島	22日（第4水）

【吉田・三間・津島】古紙の回収 午前8時30分まで（雨の場合は中止）

吉田橋上	9日（第2木）	是能、コスモタウン、曾根、成家、則、大藤	6日（第1月）	岩松	14日（第2火）
吉田橋下	16日（第3木）	黒井地、戸雁	7日（第1火）	清満	21日（第3火）
立間	2日（第1木）	宮野下町・村、北増穂	1日（第1水）	御槇・上槇	28日（第4火）
玉津	2日（第1木）	小沢川、川之内、迫目、務田	8日（第2水）	畑地（上槇を除く）	13日（第2月）
奥南	23日（第4木）	元宗、増田、土居中、中野中、波岡、田川、金銅	20日（第3月）	下灘・南部	20日（第3月）
		土居垣内、古藤田、大内、是延、兼近、三間中間、黒川、音地	21日（第3火）	北灘（南部を除く）	27日（第4月）
				竹ヶ島	3日（第1金）

【校区回収】古紙・乾電池の回収（雨の場合、古紙回収は中止）

城東中学校区	広小路、元結掛2、山際2、新田町1、別当県第1団地、薬師谷、寄松中、寄松下、川内 ▶乾電池のみ=堀端町、御殿町、宮下団地	14日（第2火） 24日（第4金）	午前10時まで
城南中学校区	榊町3（1・2区）、丸之内1、中央町1（中）、新町1（東）、恵美須町1、鶴島町（中）、大宮町3（第2） ▶乾電池のみ=丸之内2、本町追手2（北）、和霊元町1（2区）、和霊元町4	3日（第1金） 21日（第3火）	正午まで
城北中学校区	伊吹町東1区、和霊町北通、北宇和島町 ▶乾電池のみ=和霊東町2・3	10日（第2金） 28日（第4火）	正午まで

※回収場所がわからない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

※古紙は「新聞」「ダンボール」「紙パック（牛乳パックなど）」「雑誌・雑がみ」の4分類です。

ひもで十文字にしぼって出してください。

※資源回収日が祝日などと重なる自治会では、振替回収日として別の日に回収しています。間違いないように注意してください。午後1時から回収します。

小中学校・幼稚園で ほとんどの小中学校・幼稚園でペットボトルのキャップ収集
キャップ収集 を行っています。資源のリサイクルにご協力をお願いします。